

# 秋田公立美術大学入試情報公開規程

平成25年4月1日

規程第93号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）が保有する文書のうち本学入学者（編入学者を含む。）選抜に係る情報（以下「入試情報」という。）の提供、公開および開示に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 提供 本学自らが入試情報を一般の用に供することを目的としてこれを学外に提出し、又は提示することをいう。
- (2) 公開 公立大学法人秋田公立美術大学情報公開規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第28号）の規定により文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。
- (3) 開示 公立大学法人秋田公立美術大学個人情報保護規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第29号）の規定により個人情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。
- (4) 簡易開示 入学者選抜試験等の受験者本人からの口頭による請求により開示できる個人情報を閲覧に供することをいう。

(提供の方法)

第3条 本学が提供する入試情報の種類およびその提供方法は、別表第1のとおりとする。

(簡易開示)

第4条 本学が簡易開示することができる個人情報は、別表第2のとおりとする。

2 簡易開示の請求者が本学の入学者選抜試験等の受験者本人であること

の確認は、受験票等をもって行うものとする。

3 簡易開示に関する事務は、入学試験担当部署が所掌する。

(入試委員会の意見の聴取)

第5条 学長は、公開又は開示に係る請求の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、入試委員会の意見を聴くものとする。

(1) 取扱上異例に属し、又は先例となるもの。

(2) 疑義又は重大な紛議があるもの。

(3) 前2号に掲げるもののほか、学長が必要と認めるもの。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、入試情報の提供等に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

提供する入試情報の種類	提供の方法
出願者数 (秋田市内別および出身県別)	入学者選抜要項および本学ホームページに掲載
受験者数 (秋田市内別および出身県別)	入学者選抜要項および本学ホームページに掲載
合格者数 (秋田市内別および出身県別)	入学者選抜要項および本学ホームページに掲載
入学者数 (秋田市内別および出身県別)	本学ホームページに掲載
試験問題	出版社等および教育目的に資する機関への提供
採点および評価基準 (一般的基準又は具体的基準で 試験実施に支障が生じないもの)	入学者選抜要項および学生募集要項に掲載
合否判定基準 (一般的基準)	入学者選抜要項および学生募集要項に掲載
合格最高点・最低点および合格者の平均点等の合格者成績概要資料	本学ホームページに掲載。ただし、推薦入学試験および合格者が10名に満たない選抜区分ならびに他の提供情報と組み合わせることにより個人情報保護されないと判断される場合については非公開とする。

別表第2（第4条関係）

簡易開示する入試情報の種類	開示の対象者
試験成績 (総得点および科目別得点)	本学（編入学含む。）入学者選抜試験受験者。ただし、推薦入学試験および合格者が10名に満たない選抜区分については不合格者のみの開示とする。

